

第60号議案

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、別紙のとおり関係市町と協議の上、愛媛県市町総合事務組合の財産処分を定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和3年9月10日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分のため。

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分
について(協議)

令和4年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり関係組合市町と協議のうえ定めるものとする。

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分
について

日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理に係る西予市の一切の財産については、令和4年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。